

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定について（ご案内） （セーフティネット保証4号の認定について）

【認定要件】※（1）の要件を満たし、（2）のいずれかの要件を満たすこと。

- （1）業歴3か月以上1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある中小企業者。ただし、資金使途は既存融資の借換を目的としたものに限る。
- （2）・最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較し20%以上減少していること→【様式第4-②】を使用
・最近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較+その後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等を令和元年12月の売上高等の3倍を比較してどちらも20%以上減少していること→【様式第4-③】を使用
・最近1か月間の売上高等と令和元年10月～12月の平均売上高等を比較+その後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等と令和元年10～12月の3か月を比較してどちらも20%以上減少していること→【様式第4-④】を使用

【指定期間】令和6年6月30日（日）まで（指定期間は3か月ごとに調査の上、必要に応じて延長されます）※指定期間とは、認定申請をすることができる期間です。ただし最終日が土日祝日にあたる場合は、前営業日までの受付となります。

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近3か月間の売上等の分かるもの（売上帳簿など）【様式第4-②の場合のみ】
- ③最近1か月間及び令和元年12月の売上等の分かるもの（売上帳簿など）【様式第4-③の場合のみ】
- ④最近1か月間及び令和元年10月～令和元年12月の売上高の分かるもの（売上帳簿など）【様式第4-④の場合のみ】
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近3か月間の売上等の分かるもの（売上帳簿など）【様式第4-②の場合のみ】
- ③最近1か月間及び令和元年12月の売上等の分かるもの（売上帳簿など）【様式第4-③の場合のみ】
- ④最近1か月間及び令和元年10月～令和元年12月の売上高の分かるもの（売上帳簿など）【様式第4-④の場合のみ】
- ⑤現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内）※業種、法人確認のため。写し可
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）